

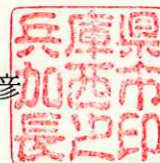
加西市告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条1項の規定により、本市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする。

この決定に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和8年2月5日

加西市長 高橋 晴彦



1. 字の区域の変更

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
北 条 町 東 高 室	西ノ出口	20の2の一部、20の3の一部	北 条 町 東 高 室	コブチ
	西ノ出口	20の1の一部、20の2の一部、20の3の一部、21の一部、 22から26まで、26の1、31		宮ノ本
	コブチ	91の1の一部、91の2の一部、92の一部、93の一部、 94の一部、95の一部		
	茶ノ前	137の2の一部、148の3の一部		
	宮ノ本	816の1の一部		茶ノ前
	コブチ	95の一部、96の4の一部		
	向林	153の一部、156の2の一部、159の一部、160の一部、 161、162の一部		
	茶ノ前	141の一部		向林
	東代	475の9、475の10、476の1		大沢
	京尾	561の1、562の1、563の1、563の2、563の3の一部、 564の2、565の2、565の6		

京尾	549 の一部	東代
宮ノ本	786、794 の 5	
東代	476 の 3、496 の 2 の一部、496 の 3 の一部	京尾
東中野	697 の一部、698 の一部、699 の 1 の一部、700 の一部、 701、702、708 の 3	
京尾	578 の一部、580 の一部、581 の 1 の一部、 581 の 2 の一部、582 の一部	東中野
西中野	856 の 1 の一部、857 の一部、858 の 2 の一部、 859 の 2 の一部	皿池
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。		

備考 地番については、令和 8 年 2 月 5 日現在の地番である。